

平成14年3月14日
訓令甲第2号
存続期間

警視庁警察官けん銃使用及び取扱規程

警視庁警察官けん銃警棒等使用及び取扱細則（昭和37年6月15日訓令甲第13号）
の全部を次のように改正する。

- 〔沿革〕 平成16年 6月 訓令甲第19号（い）
17年12月 同第34号（ろ）
23年11月 同第17号（は）
24年 9月 同第23号（に）
25年12月 同第33号（ほ）
26年 1月 同第2号（へ）、3月同第6号（と）
27年 2月 同第5号（ち）、3月同第11号（り）
29年 3月 同第12号（ぬ）、4月同第20号（る）改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 使用等（第5条—第11条）
第3章 携帯（第12条—第15条）
第4章 訓練（第16条）
第5章 保管及び取扱い（第17条—第33条）
第6章 手入れ及び検査（第34条—第36条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「規範」という。）に基づき、警察官のけん銃の使用及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 警視庁及び東京都警察情報通信部の警察官（以下「警察官」という。）のけん銃の使用及び取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。(い)

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。(い、る)

- (1) 所属長とは、所属及び所属長の呼称に関する訓令（昭和35年8月15日訓令甲第23号）第2条に定める所属長及び東京都警察情報通信部通信庶務課長をいう。
- (2) 貸与けん銃等管理システム（以下「けん銃等管理システム」という。）とは、けん銃等の管理、照会等の業務を警視庁情報管理システムにより処理するシステムをいう。

(けん銃の型式)

第4条 警察官に貸与するけん銃は、回転式又は自動式けん銃とする。

第2章 使用等

(けん銃の使用上の注意)

第5条 けん銃の使用に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) けん銃の使用に先立って、警棒等の使用が優先されるものではないこと。
- (2) 必要とされる限度を超えないよう心掛けること。
- (3) 相手若しくは第三者から奪取され、又は逆用されることのないように注意すること。
- (4) 相手に傷害を与えた場合は、速やかに救護その他の措置をとるよう心掛けること。

(あらかじめけん銃を取り出しておく場合)

第6条 あらかじめけん銃を取り出しておく場合には、銃を腰に付け、銃口を下方に向けるものとする。ただし、状況により、上空等より安全な方向がある場合は、当該方向に銃口を向けて取り出しておくことができる。

2 あらかじめけん銃を取り出しておく場合は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 回転式けん銃にあっては撃鉄を起こさず、自動式けん銃にあってはたまを装てんしないこと。ただし、自動式けん銃については、あらかじめ所属長がたまの装てんを指示した場合は、この限りでない。
- (2) 用心がねの中に指を入れないこと。
- (3) けん銃をことさら見せつける等、相手を挑発するような言動を慎むこと。

(けん銃を構えることができる場合)

第7条 けん銃を構えるに当たっては、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情並びにけん銃の構えによって相手に与える畏〔い〕怖の程度を勘案した上で、適切な構え方をしなければならない。

(けん銃を撃つ場合の予告)

第8条 威かく射撃をし、又は相手に向けて撃つ場合には、相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であって予告するいとまがないとき又は予告することによりかえって相手を興奮させてしまうなど相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りではない。

(威かくのための射撃)

第9条 けん銃を相手に向けないで撃つ場合は、上空等最も安全な方向に向けて撃ち、跳弾等により人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう注意しなければならない。

また、威かく射撃により相手が行為を中止した場合や威かく射撃をしても相手が行為を中止しないと認めた場合等、それ以上威かく射撃をする必要がない場合は、直ちに中止する等威かく射撃の回数は必要最小限にとどめるものとする。

(相手に向けてけん銃を撃つことができる場合)

第10条 相手に向けてけん銃を撃つ場合は、けん銃の使用の必要性、法益の均衡、反撃行為の態様等を総合的に勘案して他に手段がないと警察官において信じるに足りる相当な理由のある場合に限って相手に向けてけん銃を撃つことができる。

(報告)

第11条 規範第10条第1項による報告を受けた所属長は、警務部長（人事第一課監察係経由。以下同じ。）及び総務部長（装備課装備第三係経由。以下同じ。）に電話等により直ちに報告し、事後、速やかに書面報告をしなければならない。この場合において、警察署長にあつては担当方面本部長にも報告すること。（は）

2 規範第10条第2項による部隊指揮官の行う報告は、所属長及びその所属部隊の現場の最高指揮官に対して行うものとする。

3 前項の報告を受けた場合において、所属長は警務部長及び総務部長（警察署長にあつては担当方面本部長を含む。）に、現場の最高指揮官は警備部長にそれぞれ電話等により直ちに報告し、事後、速やかに書面報告をしなければならない。

4 規範第9条第1項ただし書の場合において警察官がけん銃を撃ったときの報告は、前

2項に準じて行うものとする。

- 5 第1項、第3項及び前項の書面報告は、別記様式第1号又は別記様式第2号により行うものとする。

第3章 携帯

(けん銃の携帯)

第12条 警察官が制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときのけん銃の携帯については、規範第11条第1項の規定によるほか、次のとおりとする。（に）

- (1) 本署当番勤務（島部警察署の宿直勤務を含む。第3項において同じ。）における起番に従事するとき、けん銃を携帯するものとする。

- (2) 申告のときは、けん銃を携帯しないものとする。

2 規範第11条第1項各号及び前項第2号に該当する場合であっても勤務の性質又は治安の状況により所属長が必要と認めるときは、けん銃を携帯するものとする。

3 警察官が私服を着用して勤務する場合において、庁舎警備、本署当番勤務における署外活動及び起番その他けん銃を使用する可能性のある職務に従事するとき、けん銃を携帯するものとする。ただし、本署当番勤務における署外活動及び起番については、けん銃を携帯することが職務上支障があると本署当番責任者（島部警察署における宿直責任者を含む。）が認めた場合は、この限りでない。

(たまの装てん等をしない場合)

第13条 警察官は、けん銃を携帯するときであっても次の各号に掲げる場合は、回転式けん銃にあつてはたまを装てんせず、自動式けん銃にあつてはたまを充てんしないものとする。（ろ、へ、り、ぬ）

- (1) 本部所属、警察学校、方面本部、犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部、サイバーセキュリティ対策本部及びオリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部に勤務する者が視察、監察等に従事する場合

- (2) 各種訓練を実施する場合（たまの装てん及び充てん（以下「装てん等」という。）を必要とする訓練の場合を除く。）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、勤務の性質により所属長が特に指示した場合

(たまの装てん等及び抜き出し)

第14条 回転式けん銃におけるたまの装てん又は抜き出し及び自動式けん銃におけるたまを充てんした弾倉を弾倉室に挿入又は抜き出しをする場合は、幹部の指揮の下に一斉に

行い、盲発その他の事故の防止に努めなければならない。

(予備たまの携帯)

第15条 警察官は、所属長が必要と認めて特に指示したときは、予備たまを携帯するものとする。

第4章 訓練

(訓練責任者)

第16条 けん銃の訓練責任者は、所属長とする。ただし、所属長が警察官以外の職員である所属については、当該所属の警察官の中から、訓練責任者として適任と認められる者を、所属長の推薦に基づき警務部長が指定する。

第5章 保管及び取扱い

(管理責任者の指定)

第17条 けん銃等の管理責任者は、所属長とする。ただし、所属長が警察官でない所属においては、総務部長が指定する警察官とする。(と)

(取扱い責任者及びその代理者の指定)

第18条 けん銃等の取扱い責任者の指定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、これによりがたい場合においては、所属長が適任と認めた者を指定するものとする。

(い、ろ、へ、り、ぬ)

- (1) 本部所属、方面本部、犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部、サイバーセキュリティ対策本部及びオリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部においては、所属の庶務を担当する管理官
- (2) 警察学校においては、庶務部長
- (3) 警察署においては、副署長又は次長
- (4) 東京都警察情報通信部においては、通信庶務課長の指定する者

2 所属長は、あらかじめ取扱い責任者の代理者を指定しておくものとする。

(けん銃の貸与)

第19条 総務部長は、所属長に対し、あらかじめ数を定め、けん銃を一括して貸与するものとする。

2 所属長は、前項により貸与されたけん銃の中から、所属の警察官に対し、けん銃を貸与するものとする。この場合において、貸与する該当者がいないけん銃は、所属における保管（以下「所属保管」という。）を取扱い責任者に命ずるものとする。

3 所属長は、けん銃を個人に貸与する必要が生じた場合で、所属保管のけん銃がないときは、別記様式第3号により、総務部長に貸与の上申をするものとする。

(たまの交付)

第20条 総務部長は、所属長に対し数を定めて、たまを一括して交付するものとする。

2 所属長は、所属の警察官に対し、規範第13条により装てん等する数のたまを交付するものとする。

(命令保管)

第21条 管理責任者は、規範第18条第2項各号に定める場合及び負傷、疾病、講習その他の事由により20日を超えてけん銃等を携帯しない者がある場合は、取扱い責任者に保管を命ずるものとする。

(依頼保管)

第22条 警察官は、けん銃等を携帯しない場合は、取扱い責任者に保管を依頼するものとする。ただし、これによりがたい場合で、所属長が別に定めるところにより保管するときは、所属長はあらかじめ主管部長、総務部長（装備課装備第三係）及び警務部長（人事第一課監察係）と協議して定めたところによるものとする。（は）

2 前項によりけん銃等の保管を依頼する場合は、別記様式第4号のけん銃配置一覧表と確認の上、別記様式第5号のけん銃整理票と引換えに行うものとする。

(けん銃の保管方法)

第23条 取扱い責任者は、けん銃を保管する場合は、たまを抜いて銃架に掛けて格納庫に保管するものとする。ただし、格納庫の構造等によりこれによりがたい場合は、銃架を用いなくて保管することができる。

2 本署当番員（宿直員及び当直員を含む。）のけん銃を保管する場合は、たまを装てん等したままあらかじめ所属長が指定した格納庫に保管するものとする。

3 交番等（交番その他の派出所及び駐在所をいう。）において保管する場合は、けん銃入れに納めたままけん銃保管箱に保管するものとする。

(たまの保管)

第24条 管理責任者は、たまを保管する場合は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第11条及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条の定めるところにより火薬類の火薬庫外貯蔵場所に保管しなければならない。

(けん銃等の返納)

第25条 警察官は、規範第20条各号の一に該当する場合又は配置換えの場合は、けん銃等を管理責任者に返納しなければならない。(ほ)

(けん銃の返納手続)

第26条 管理責任者は、前条の規定によりけん銃の返納を受けた場合は、当該けん銃は、けん銃整理票とともに所属保管としておくものとする。(ち、る)

2 所属長は、総務部長が特に指示したときは、別記様式第6号のけん銃返納書により、けん銃を総務部長に返納するものとする。(る)

(出納処理)

第27条 所属長は、けん銃等の出納状況について、別記様式第7号のけん銃等出納簿により、常に明らかにしておかなければならない。(ち、る)

(けん銃被貸与者の異動状況並びにけん銃及びたまの現在数)

第28条 所属長は、けん銃被貸与者の異動状況並びにけん銃及びたまの数を、常に明らかにしておかなければならない。(ち、る)

(記録票)

第29条 装備課長が規範第22条の規定により作成する記録表は、けん銃等管理システムにより作成するものとする。(る)

(けん銃等の亡失及び損傷報告)

第30条 所属長は、けん銃等の亡失又は損傷の報告を受けたときは、次により報告しなければならない。(ち、る)

(1) けん銃等を盗難、遺失、紛失等により亡失した場合は、別記様式第8号のけん銃等亡失状況報告により総務部長、警務部長及び刑事部長（警察署長にあつては担当方面本部長を含む。）に報告すること。

(2) けん銃を損傷した場合には、当該現品とともに別記様式第9号のけん銃損傷報告により総務部長に報告すること。この場合において、損傷が重大又は特異なときは、警務部長（警察署長にあつては担当方面本部長を含む。）にも報告すること。

(けん銃等を亡失した場合の手配)

第31条 所属長は、けん銃等を亡失したときは、速やかに亡失の態様、日時、場所、けん銃種別とその番号及びたまの数並びに亡失者の所属、階級及び氏名その他必要事項を管下各警察署に手配しなければならない。(ち)

2 前項の手配を受けた警察署長は、別記様式第10号の亡失けん銃手配簿に所要事項を

記録するとともに、その状況を所属職員に周知し、発見に努めなければならない。(る)
(亡失けん銃等を発見した場合の措置)

第32条 所属長は、所属の警察官の亡失したけん銃等が発見された場合は、規範第23条第4項に定める事項を総務部長、警務部長及び刑事部長（警察署長にあつては担当方面本部長を含む。）に報告するとともに手配を解除しなければならない。

(登録の計画)

第33条 試射弾丸及び試射薬きょうの登録については、刑事部長（科学捜査研究所長）が総務部長（装備課長）と協議して定める計画により実施するものとする。

(けん銃等管理システムの入力)

第33条の2 所属長は、けん銃等の保管及び取扱いに関する所要データを速やかにけん銃等管理システムに入力しなければならない。(る)

第6章 手入れ及び検査

(けん銃の普通手入れ)

第34条 普通手入れは、毎月1回以上行わなければならない。

2 所属長は、普通手入れに当たっては、取扱い責任者又は所属の幹部を立ち合わせて行わせるものとする。

(けん銃の精密手入れ)

第35条 規範第28条第1項によるけん銃の精密手入れは、総務部長の定める計画に基づき実施するものとする。(は)

2 規範第28条第2項によるけん銃の精密手入れは、所属長の上申に基づき総務部長（装備課装備第三係）が行うものとする。ただし、総務部長は、精密手入れを所属において行わせることが適当と認めたときは、当該所属にこれを行わせることができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(けん銃等の検査)

第36条 所属長は、けん銃等の検査を取扱い責任者又は所属の幹部に行わせることができる。

附 則

この訓令は、平成14年3月14日から施行する。

附 則（平成25年12月訓令甲第33号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

(警視庁警察官けん銃使用及び取扱規程の一部改正に伴う経過措置)

9 附則第2項の規定により施行日以後も引き続き結核休養の承認を受ける職員の拳銃等の返納に係る取扱いについては、附則第4項の規定による改正後の警視庁警察官けん銃使用及び取扱規程第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年4月3日訓令甲第20号)

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

別記様式第1号から別記様式第10号まで〔略〕